

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 4 日現在

機関番号：35402

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K00862

研究課題名（和文）近代法体系形成期における地域資産の運営実態 福山義倉を事例として

研究課題名（英文）Status of Fukuyama Giso in the formative period of the modern law system

研究代表者

平下 義記（Hirashita, Yoshinori）

広島経済大学・経済学部・准教授

研究者番号：20780810

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として、近代法体系の法理が福山義倉社の運営実態を大きく組み替えていったことを実証した。廃藩置県後、領主規制から解放された義倉社は、金融業と地主経営を主軸としつつ、経営者とその拠点地域への利益誘導を第一義とした結社となっていたが、取引の安全や所有権の確定を志向する近代法体系の形成により、その営利的な性格が矯正され、義倉社が地域貢献を拡充させていったことを実証した。以上の研究成果については、査読付き学術雑誌『社会経済史学』（90巻2号、2024年）に掲載されることが決定している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果として最も強調されるべき学術的意義は、法制史研究と地域社会史研究を統合した分析手法を確立したことである。具体的に言えば、法理論が義倉社に与えた影響を論じつつ、地域の多様な史料を総合的に検討したことにより、分野横断的な研究成果を挙げることに成功した。近年、法理論と実体経済の関係を問題にする研究が盛んであるが、それらが法制を経済発展に適合的なものとして捉える傾きがあったことに対して、本研究は、法制整備による公共性の拡充を明らかにするという新たな論点を付け加えるものであった。

研究成果の概要（英文）：This study investigated why famine-relief funds from the Edo era contributed to local society in the Meiji era. The most important reason was modern law. This study focuses on Fukuyama Gisosha. Although it had vast land, the ownership was unclear. The financing business was excess loan and had to depend on income from the land to keep it running. Thus, a special account was created to make its charity active. Formerly, it tended to give money to the villages of executives, and to where its land was. Later, it donated money to all the locals. However, Gisosha had some legal problems. Gisosha did not have an enough judicial grounds, and so the locals had insufficient legal protection. Once modern law was legislated, it withdrew from financial businesses, and became a foundation with a profit division. Thus, modern law remedied the lack of law and order in Gisosha. Modern law compelled Gisosha to contribute more as an organization for local society, despite its inadequacies.

研究分野：日本史

キーワード：近代法体系 商法 民法 義倉 義倉社

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近世日本の地域社会には、飢饉対策や社会資本整備のための地域資産が広く成立し、地域有力者により運営されていた。それらの原資は、藩財政、年貢積立、地域有力者の義捐など多様であり、その所有権が曖昧という特徴があった。明治政府が導入した商法・民法を中心とする近代法体系は、あらゆる資産の所有権を単一的に確定することを指向していた。地域資産の広範な存在を支えた近世的資産共有の慣行は、廃藩置県から民法施行の四半世紀にかけて制度的には否定されていった。

この点に着目して、既存研究から近代の地域資産の歴史的帰結をまとめると、その成果は、(1) 政府への没収(所有権の消滅)(2) 町村単位共有への分割(所有権の分割)(3) 財団法人化(所有権の単一化)のパターンに整理できる。しかし、これらの既存研究は(1)・(2)の事例に集中し、近代法体系形成期における地域資産の運営実態についての実証を欠いている。近代法体系との位置関係が確定される過程についても、ほとんど語るところがなかった。

2. 研究の目的

本研究は、廃藩置県から民法施行に至るまでの四半世紀を分析期間に設定し、所有権の単一化を実現した地域資産の典型事例として福山義倉を位置付け、その資産運用と事業支出が近代法体系の形成に伴い変質していくプロセスを在地レベルの史料を活用して明らかにする。

研究の中核となる備後国旧福山藩領の義倉(現・広島県福山市)は、近世後期に藩財政の抛出と地域有力者の義捐により成立した地域資産であり、近世期には藩庁と地域有力者により金融業を基盤に運営されていたが、維新後は少数の地域有力者で運営され、経営の基盤は地主的土地所有に変化した。明治期の義倉は貧困者救済や小学校への寄附を通じて地域社会の課題解決に貢献しつつ、近代法体系と整合性をとるために組織変革を繰り返し、民法施行をきっかけに財団法人となって今日まで活動を続けている。義倉の歴史資料「義倉文書」は近世から近現代にかけての地域資産の運営実態を知りうる希有なコレクションである。

本研究は、「義倉文書」を中心的な分析素材としつつ、在地レベルの周辺史料を用いることで、近代法体系が地域社会の再生産の在り方に与えた影響をそれ自体として明瞭に捉えることを狙う。そして地域社会の安定的運営の実現に地域資産が貢献する上で、近代法体系との位置関係の確定が、決定的に重要な意味を持ったことを展望する。

3. 研究の方法

本研究は、「義倉文書」を中心的な分析素材としつつ、その運営者の個人史料、地元新聞の記事、町村役場文書などを総合的に用い、研究期間中に下記(1)・(2)の成果を達成する。

(1) 資産運用を金融業から土地所有に変化させ、所有権の単一化を果たしたことを実証する。

経営帳簿の集計と分析により収支構造と資産構成の変化を明らかにする。

金融業の内実を調べ、それが縮小・廃止に向かった過程を定量的に捉える。

義倉の土地集積の意図とその帰結を明らかにする。

義倉の資産運用と、近代法体系の諸画期との対応関係を整理する。

(2) 事業支出の対象と範囲が段階的に広がり、地域社会への関与が深くなったことを実証する。

事業支出にかかる経営帳簿の分析により、義倉の寄附行為を概括する。

義倉の救済事業の事例分析をおこなう。

義倉の教育事業の事例分析をおこなう。

(1) で確定する時期区分と、義倉の事業支出の傾向の対応関係を論ずる。

4. 研究成果

本研究の主な成果として、査読付き学術雑誌『社会経済史学』(90巻2号、2024年8月)に論文が掲載されることとなった。ここでは、近代法体系の法理により、義倉社が地域貢献を拡充させていった過程を、その運営実態に即して精緻に実証することができた。利用史料としては、「義倉文書」を中心として、経営者の個人文書や、町村役場文書、新聞史料、法制史料など、相当に多岐に亘る史料を活用したマルチアーカイブスの手法を採用した。また、この成果は、法制史研究と地域社会史研究を高いレベルで接合したものとして重要な意味を持っている。本研究の完成により、今後の研究では、法理論と実体経済の分析が不可欠の論点となることを意味しているからである。また、本研究は明治期を中心としたものであったが、研究計画の遂行過程で、近世史料の発掘も進んだ。これにより、近世史領域における法制史研究と地域経済史研究の接合を可

能とする史料を見出すことができた。それらの新出史料は、次なる研究課題として、科学研究費補助金（24K04217）基盤研究（C）研究課題名「藩領地域における救荒システムの運営実態 備後国福山藩領の義倉を事例として 」で全面的に分析されることになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 平下義記	4. 巻 90-2
2. 論文標題 「陰徳会社」と近代法 近代法体系形成期における福山「義倉社」の運営実態	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 社会経済史学	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平下義記	4. 巻
2. 論文標題 戦前尾道市のインフラ整備と市域形成	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 芸備地方史研究	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平下義記	4. 巻 130-8
2. 論文標題 書評 今村直樹著『近世の地域行財政と明治維新』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 100-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 平下義記
2. 発表標題 「包摂」型旧藩社会と寄付行為 主として旧福山藩の義倉社を通じて見た
3. 学会等名 地域社会史の視座から考える旧藩社会（「地域社会史の視座に立った旧藩社会の総合的研究 「旧藩地域社会論」をめざして」の成果報告シンポジウム）（招待講演）
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 平下義記
2. 発表標題 戦前尾道市のインフラ整備と市域形成
3. 学会等名 芸備地方史研究会大会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 平下義記
2. 発表標題 「陰徳」の会社経営と近代法 福山「義倉社」を中心に
3. 学会等名 日本史研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小池聖一編、永井均、繁沢敦子、平下義記、楊小平、王勁草、中生勝美、柳瀬善治	4. 発行年 2023年
2. 出版社 現代史料出版	5. 総ページ数 383
3. 書名 原爆報道の研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関